

秩父市貸切バス事業者支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症及び原油高騰の影響により厳しい経営環境にある貸切バス事業者に対し、事業の維持及び継続並びに新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に向けた支援を行うため、予算の範囲内において秩父市貸切バス事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、令和4年4月1日（以下「基準日」という。）において市内に本社を有する法人又は事業所を有する個人であって、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営み、今後も事業を継続する意思があるものとする。

(支援金の額)

第3条は 支援金の額は、基準日において市内の事業所で保有（リースを含む。）する国土交通省関東運輸局に登録されている一般貸切旅客自動車運送事業用自動車1台当たり、次の各号に掲げる車両の区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とする。

- (1) 大型車（車両の長さが9メートル以上又は旅客席数が50人以上のものをいう。） 40万円
- (2) 中型車（大型車及び小型車以外のものをいう。） 30万円
- (3) 小型車（車両の長さが7メートル以下であって、旅客席数が29人以下のものをいう。） 20万円

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、秩父市貸切バス事業者支援金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(支援金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、秩父市貸切バス事業者支援金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第6条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたものと認めたときは、既に交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月29日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

秩父市貸切バス事業者支援金交付申請書

年 月 日

秩父市長 様

所在地

事業者名

代表者

印

秩父市貸切バス事業者支援金の交付を受けたいので、秩父市貸切バス事業者支援金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 交付申請額

所有する車両台数 (令和4年4月1日現在) 及び 種別ごとの支援金額	区分	1台あたり金額	台数	合計
	大型車	400,000円		円
	中型車	300,000円		円
	小型車	200,000円		円
支援金申請額				円

※該当する車両全ての車検証の写しを添付すること。

2 担当者

氏名		所属部署	
電話番号		F A X	
E-mail			

3 交付条件

申請する車両を使用し1年以上事業を継続します。(車両の更新を含む。)

(□に✓を入れてください)

様式第 2 号（第 5 条関係）

—
年 月 日

様

秩父市長 北堀 篤 印

秩父市貸切バス事業者支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった秩父市貸切バス事業者支援金について、次のとおり交付を決定したので、秩父市貸切バス事業者支援金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

支援金交付決定額 金 円